

# ごみはルールを守って正しく出しましょう！

ごみ出しは、きちんとルールを守っていますか？  
 収集日時や場所、分別区分を守らない『ルール違反のごみ』が多くなり、困っています。  
 ルール違反のごみを出されると、ごみの収集に支障をきたすばかりか、ごみステーションを管理している自治会や地域の方に多くの迷惑をかけることとなります。

ごみステーションは地域の大切なごみ集積場所であり、ごみ捨場ではありません。

各家庭に配布しているチラシ（「家庭ごみ」の正しい分け方・出し方）をよく読んで、必ずルールを守ってごみを出してください。

## ごみの出し方の注意点

○ごみは正しく分別し、決められた指定袋・処理券を使用してください。

○収集日の朝8時までに出してください。

○指定袋・処理券には必ず氏名等を記入してください。

○地区外のステーションへ出す場合には、必ず管理者の同意を得てください。

○違反シールが貼られて取り残されたごみは、一度持ち帰り、違反シールの内容を確認して、正しく出し直してください。

## 剪定枝の注意点

剪定した枝のうち、葉や小

枝は指定袋に入れて、もえるごみで出してください。

葉や小枝を取り除いてある直径3センチ以下・長さ1メートル以下の小枝は、直径30センチ以下の大きさに束ねたものであれば、特例として、指定袋に入れない、もえるごみとして出すことができます。（2束まで）

直径3センチ以上10センチ未満の剪定枝は粗大ごみとなります。長さ2メートル以下に切断して、粗大ごみ処理券を貼って出してください。

一度に多量の剪定枝を処理する場合は、道前クリーンセンターへ直接搬入するか、許可業者に依頼してください。

## 多量のごみは道前クリーンセンターへ直接搬入してください

一度に多量のごみが出たときは、道前クリーンセンター（小松町大頭）へ直接ごみを搬入するか、許可業者に依頼して処理してください。

ごみステーションに多量のごみを出した場合は、取り残すことがあります。収集する目安は、一度につき一家庭当たり2・3点程度までです。また、事業活動に伴うごみは事業所の責任で適正に処理し、減量化・資源化に努めましょう。

### 道前クリーンセンターの利用上の注意

○搬入の際は許可申請書が必要ですが、申請書は、市庁舎別館衛生課、各総合支所市民生活課、道前クリーンセンターにあります。

○搬入ができるものは、ごみステーションに出せるごみと同じです。市で収集していないごみは、持ち帰っていただきます。

○市の指定ごみ袋・粗大ごみ処理券を使用した家庭ごみは、無料で搬入できます。それ以外の家庭ごみは、10キログラムにつき30円の処理手数料が必要です。

※新聞・雑誌・段ボールなどの資源ごみは、申請すれば無料になります。

○搬入時の混雑を避けるため、必ずごみは家庭で正しく分別してから搬入してください。

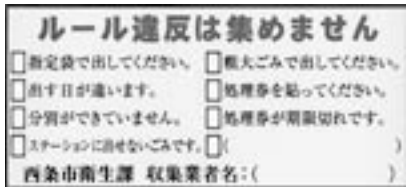
○搬入できるごみの量は、原則として1週間につき軽トラック1台までです。

### 搬入可能な日時

月々土曜日（祝祭日を含む）8時30分～17時  
 ※年末年始（12月31日～1月3日）は利用できません。

### 問合せ

道前クリーンセンター  
 TEL 0898-72-3843



違反シールを貼られたごみはごみを出した本人が持ち帰り正しく出し直しましょう！